

会議概要（平成29年3月21日）

案 件 議会基本条例の運用について、その他

1 議会基本条例の運用について

委員長より、前回、提案のあった、「会派について」の確認事項（変更案）の一文に「原則」という文言を入れることについて、各会派から意見を聴取。

真誠会、民主連合……「原則」という文言は入れなくてよい。

公明党……確認事項については全会一致を目指すべきであり、採決を取って決めるべきではない。

未来市民……「原則」という文言を入れた確認事項とすることに会派の了承を得ている。

日本共産党……確認事項は原則論を書いており、そこに「原則」という文言を入れても意味がない。よって、当初の正副委員長案で問題ないが、「原則」という文言を入れて全会派が合意するのであれば入れてもよい。

副委員長より、各会派の意見が分かれているため、「原則」という文言を入れるのをやめて、「万一」という言葉の意味が最後の文章にまでかかるよう、現在、句点で分けられている文章を一つにして全会派で合意できないかとの提案あり。

各委員からの意見は以下の通り。

- ・確認事項に反する事態が起こった時の説明が重要であり、文章を一つにつなげても意味がないのではないか。
- ・確認事項にはあるべき姿を明記すべきであり、正副委員長が作成した変更案のままでよい。
- ・一つの文章にすることで合意したいと考えるが、他の会派が正副委員長作成の変更案で譲らないのであれば合意できない。内容としてはほぼ合意できているため、どちらでもよいのであれば「原則」をいれるか、文章を一つにまとめてことで合意したらよい。

委員長より、確認事項に関してはあくまでも原則論を定めたものであり、どの会派も採決態度が賛成と反対に分かれるということは万が一の可能性としてあるということを踏まえて、正副委員長作成の変更案で合意できないかとの提案があったが、未来市民から、正副委員長案では合意できないとの答弁あり。

確認事項については例外を明文化するのではなく、原則論を定めるべきであり、確認事項に反する事態が生じた際にはその都度協議すべきとの意見が多数を占めたため、正副委員長作成の変更案で採決を取ることとなった。

公明党からは、採決はふさわしくないので公明党としては採決を棄権するとの意見が、また、未来市民からは、全会一致にならないのであれば現行の確認事項のままが望ましいとの意見あり。

採決の結果、賛成は寺井、千住、辻本、久枝各委員。反対は中西、永井各委員。棄権は絹川委員、佐々木副委員長となり、活性化推進委員会としては正副委員長が作成した「会派について」の確認事項（変更案）とすることに決定。

決定した「会派について」の確認事項（変更案）を議会運営委員会に報告することを確認。

2 その他

なし

3 次回活性化推進委員会の開会日時について

必要に応じて追って連絡することを確認。

以上